

焼肉業者における焼肉メニュー表示の改善状況調査結果について

平成23年2月23日
消費者庁

消費者庁は、平成22年10月7日、焼肉業者が加盟する団体に対して、コース以外の部位の肉を提供する料理に「〇〇コース」等の表示を行うことが景品表示法に違反することを伝え、会員焼肉業者への周知及び表示適正化の指導を求めるとともに、今後、改善状況について注視し、違反事業者に対して厳正に対処することを明らかにした。

今回、焼肉業者における焼肉メニュー表示の改善状況の把握を目的として、焼肉業者における「〇〇コース」等の表示について、関東甲信越地区、東北地区、中部地区、近畿地区、中国地区、九州地区の大手焼肉チェーン店12社（約1503店舗）に対しヒアリング調査を実施したので、その結果を公表する。

消費者庁は、引き続き、焼肉業者における「〇〇コース」等の焼肉メニュー表示の改善状況を注視していくこととする。

【本件に対する問い合わせ先】

消費者庁表示対策課 担当者：佐藤（佑）、下津

電話 03-3507-9233

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

焼肉業者における焼肉メニュー表示の改善状況

1. 方法

- (1) 調査地区 関東甲信越地区、東北地区、中部地区、近畿地区、中国地区及び九州地区
- (2) 対象業者 各地区における売上高等を勘案した12社
- (3) 対象期間 平成22年10月7日～平成23年1月頃までの表示状況
- (4) 調査方法 ヒアリング調査（消費者庁及び公正取引委員会事務総局地方事務所・支所との連携による）

2. 調査結果

(1) 昨年10月の状況

調査対象となった12社のうち、9社については、昨年10月7日以前から、「〇〇コース」等の表示を行っている料理にはコースの部位の肉を使用していた。

対象業者数	コースの部位肉使用	コース以外の部位肉使用
12社	9社	3社

(2) 調査時点での表示の改善状況

昨年10月の段階でコース以外の部位の肉を提供する料理に「〇〇コース」との表示を行っていた事業者3社については、調査時点において

- ・ 1社については、コースを使用していなかった料理について、既にコースの部位の肉を使用するように変更
- ・ 1社については、一部の店舗のメニュー表示について、使用部位どおりに変更しており、残りの店舗も本年春のメニュー表示切替えにおいて、同様の変更を予定
- ・ 1社については、試験的に一部の店舗のメニュー表示についてコースを使用していないものについてはコース以外の用語の表示に変更しており、本年春以降全社的な変更を予定

という状況である。

3. 今後の対応

今回の調査では景品表示法違反となる表示を改善せず、今後も改善する予定はないとする事業者は認められなかった。消費者庁としては、引き続き、焼肉業者のメニュー表示の改善状況を注視していくこととする。

(参照条文)

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの